

株 主 各 位

東京都新宿区西落合1丁目31番4号

日本光電工業株式会社

代表取締役
社長執行役員

鈴木文雄

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、なにとぞご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成23年6月27日（月曜日）午後5時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西落合1丁目31番4号
当社1号館4階ホール
3. 目的事項
報告事項 1. 第60期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第60期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役12名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nihonkohden.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における世界経済は、総じて緩やかな回復基調で推移し、医療機器の需要も底堅く推移しました。国内では、病院経営は引き続き厳しい状況にありますが、診療報酬が10年ぶりに引き上げられ、地域医療再生計画に予算が組まれるなど、医師の確保や救急・産科医療の再建に向けた取り組みが進められました。しかしながら、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災は、被災地域に甚大な被害をもたらしただけでなく、国内経済に多大な影響を与える状況となりました。

このような経営環境下、当社グループは、平成22年4月から3ヵ年中期経営計画「SPEED UP III」をスタートさせ、「コア事業の拡大・強化」、「グローバル化の加速」など重要課題に取り組みました。商品面では、医療の安全確保、業務の効率化に寄与する商品の開発に注力し、国内を含む先進国向けのセントラルモニタ、新興国向けの中上位機種ベッドサイドモニタを発売しました。中国では、現地開発・生産の心電図データマネジメントシステム、セントラルモニタを発売しました。また、治療機器事業の拡大を目的に、メトラン社と同社製人工呼吸器の世界的な独占販売契約を締結しました。販売面では、イギリスに販売子会社「日本光電UK(株)」を設立、ロシアDelirus社と総販売代理店契約を締結するなど、欧州事業の基盤強化を図りました。

これらの結果、当期の売上高は前期比5.9%増の1,133億8千万円となりました。増収に伴い、営業利益は前期比13.7%増の105億9千8百万円、経常利益は前期比13.1%増の105億6千9百万円となりました。当期純利益は、製品自主改修費用2億4千3百万円等を特別損失として計上し、前期比11.1%増の65億7千3百万円となりました。

東日本大震災の影響につきましては、当社グループに人的被害および建物、設備の大きな被害はなく、一部商談で納品の期ずれや計画停電による工場の操業中断はあったものの、業績に対する影響は軽微にとどまりました。なお、被災地復興支援として義援金や支援物資の提供を実施し、営業外費用および特別損失に計99百万円を計上しています。

第1表 売上高・営業利益・経常利益・当期純利益

区 分	前 期 (平成22年3月期)	当 期 (平成23年3月期)	対前期増減率
	百万円	百万円	%
売 上 高	107,013	113,380	+5.9
営 業 利 益	9,321	10,598	+13.7
経 常 利 益	9,343	10,569	+13.1
当 期 純 利 益	5,917	6,573	+11.1

<市場別の状況>

国内市場においては、診療報酬のプラス改定を受けて急性期病院の投資マインドが上向き、病院市場が好調に推移しました。特に、医療安全をコンセプトに開発した高性能ベッドサイドモニタや医用テレメータ、カラー液晶画面付き送信機が好調に推移し、生体情報モニタが大幅に伸長しました。また、生体計測機器では脳神経系群や心電計群、診断情報システムが好調でした。治療機器では、AEDの販売は低調でしたが、人工呼吸器や人工内耳などが売上を伸ばしました。この結果、国内売上高は前期比6.4%増の930億4千6百万円となりました。

海外市場においては、生体情報モニタは円高に伴う為替換算上の目減りを吸収して大幅に伸長しましたが、生体計測機器、治療機器、血球計数器は前期実績を下回りました。米州では、米国は好調でしたが、中南米は低調に推移しました。欧州では、ドイツ、ロシアが好調に推移したほか、ルーマニア向け大口商談の受注も寄与しました。アジア州では、韓国や東南アジアは好調でしたが、中国、中近東は前期実績を下回りました。この結果、海外売上高は前期比3.9%増の203億3千3百万円となりました。

<商品群別の状況>

〔生体計測機器〕国内では、脳神経系群、心電計群、診断情報システムが好調に推移する一方、心臓カテーテル検査装置はほぼ前期並みとなりました。海外では、為替換算上の目減りもあり、欧州で脳神経系群が、米州で心電計群が前期実績を下回りました。この結果、売上高は前期比0.8%増の281億8千9百万円となりました。

〔生体情報モニタ〕国内では、急性期病院を中心に、高性能ベッドサイドモニタや医用テレメータ、カラー液晶画面付き送信機が好調に推移しました。海外では、全ての地域で売上を伸ばし、特に米国、欧州が順調に推移しました。米国では、病院の設備投資回復が追い風となったほか、一般病棟での医療の質の向上を目的に開発したPrefense[™]（※）も市場の認知度が向上し、売上に寄与しました。欧州では、高性能ベッドサイドモニタの市場評価が高く売上を伸ばしたほか、ルーマニア向け大口商談も寄与しました。この結果、売上高は前期比13.0%増の372億7千4百万円となりました。

〔治療機器〕国内では、人工呼吸器が好調に推移したほか、人工内耳や迷走神経刺激装置が売上に寄与しました。一方、AEDは前期実績を大きく下回りました。海外では、AEDは韓国を中心に販売数量を伸ばしたものの、医療施設・救急車向けの除細動器が低調でした。この結果、売上高は前期比1.4%減の190億7千

3百万円となりました。

[その他] 国内では、検体検査装置が好調に推移したほか、画像診断装置等の仕入品も売上を伸ばしました。海外では、血球計数器は前期実績を下回りましたが、現地仕入品が増加しました。この結果、売上高は前期比8.1%増の288億4千3百万円となりました。

(※) 患者さんの腕に装着した無線送信機により、心拍数・血圧値・SpO2値・呼吸数の4項目を連続的にモニタリングし、急な容態変化時にはアラームで知らせ、迅速な看護をサポートするシステム。

医療事故が問題となっている米国市場向けに開発。

なお、売上高を商品群別に分類すると次のとおりです。

第2表 商品群別売上高

区 分	売 上 高	対前期増減率	構 成 比
	百万円	%	%
生 体 計 測 機 器	28,189	+0.8	24.9
生 体 情 報 モ ニ タ	37,274	+13.0	32.9
治 療 機 器	19,073	△1.4	16.8
そ の 他	28,843	+8.1	25.4
合 計	113,380	+5.9	100.0
う ち 国 内 売 上 高	93,046	+6.4	82.1
う ち 海 外 売 上 高	20,333	+3.9	17.9

(ご参考) 地域別海外売上高

地 域	売 上 高	対前期増減率
	百万円	%
米 州	6,808	+8.1
欧 州	6,075	+3.7
ア ジ ア 州	6,256	△3.8
そ の 他	1,192	+31.3

機器と関連の消耗品・サービスを一体として捉えることが有用であるため、平成23年3月期から、従来「医療用品」に区分していた消耗品・保守サービス等を「生体計測機器」「生体情報モニタ」「治療機器」「その他」に組み替えています。また、前期の数値についても同様の組み替えを行い、対前期増減率を表示しています。

(2) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く環境を展望しますと、先進国における高齢化の進展、新興国の経済成長に伴う基礎医療の整備などグローバルのヘルスケア市場は今後も持続的な成長が期待されます。一方で、企業間のグローバル競争は、欧米企業との間だけでなく中国等の新興企業も含めて、益々激化すると予想されます。このように激変する環境に柔軟かつ迅速に対応し、さらなる成長を遂げていくためには、従来の延長線上の発想にとらわれることなく、新たな発想で課題に挑戦する人材の育成と企業風土の醸成が不可欠と考えています。

当社は、本年8月に創立60周年という節目を迎えることから、平成32年を展望した長期ビジョンを策定しました。長期ビジョンでは、The CHANGE 2020 -The Global Leader of Medical Solutions- をキャッチフレーズとし、当社の目指すべき将来像として、①世界初の革新的技術の確立、②世界最高品質の確立、③グローバルシェアNo.1の獲得、を掲げています。平成32年に向けて、新しい日本光電グループとしてダイナミックに変革し、実現を目指していきます。

平成22年度にスタートした3ヵ年中期経営計画「SPEED UP III」は、長期ビジョン実現のための第一ステップと位置づけており、下記の6つの重要課題に積極的に取り組んでいます。今後も、医療現場に根ざした技術開発でヘルスケアの課題に挑戦し、お客様に安全と安心をご提供し続けることで、社会に貢献するとともにグループの持続的な発展と企業価値の向上に努める所存です。

①品質向上活動の推進

安全性、信頼性の高い商品の設計開発を進めるとともに、商品ライフサイクル終了までグループの全部門が品質確保に努めることで、お客様の安全・安心を確保し、医療機器メーカーとしての信頼を高めていきます。

②技術開発力の強化

医療現場に密着し、お客様と一体となった開発体制を構築するとともに、国内外の研究開発機関やパートナー企業との共同開発を強化することにより、当社の強みである技術開発力のさらなる強化と開発のスピードアップを図ります。

③コア事業の拡大・強化

安定収益の確保・拡大を目指し、国内外において4つのコア事業を拡大・強化します。また、中国、新興国での取り組みを強化し、成長機会を確実に捉えます。

【生体情報モニタリング事業】各地域のニーズに合った医療の安全、業務効率の改善に寄与する商品展開と販売体制の強化により、グローバルシェアの拡大を図ります。

【生体計測事業】日本では診断情報システム・PACSの統合型検査部門システムの提案力強化を図ります。欧州および中国では現地ITベンダーと共同開発した心電図データマネジメントシステムによる差別化を図ります。

【治療機器事業】日本では、世界の先端治療機器の導入を推進するとともに、治療機器専門の販売・サービス体制の強化を図ります。AEDについては、国内唯一のAEDメーカーとして日本での量販・更新需要への対応を強化するとともに、輸出国の拡大を図ります。

【消耗品・保守サービス事業】純正消耗品の価格競争力強化と使用啓蒙で拡販を目指すとともに、商品、消耗品、保守サービスのパッケージ提案の開始など保守契約率向上につながる施策を推進します。

④グローバル化の加速

グループ各社の機能強化による意思決定の迅速化、本社機能におけるグループ運営の最適化を図るとともに、社員の意識改革－「自律型人財」「グローバル・リーダー」の育成と活用－を進め、全社的にグローバル化を加速していきます。

⑤新規事業の創造

安全・安心を高める、難治性疾患へ挑戦する、健康・長寿を支援する、という視点から革新的な医療機器の開発・導入を加速し、スピード感を持って、将来のコア事業となりうる新規事業を創造していきます。

⑥企業体質の強化

引き続きCSRを推進するとともに、グローバル競争を勝ち抜くため収益性の追求とスピード経営の実現を図ります。

(3) 設備投資等の状況

当期は、総額18億4百万円の設備投資を実施しました。主な内容は、販売促進用機器、金型、測定器、機械装置、IT機器、業務用ソフトウェアなどの取得です。

(4) 資金調達の状況

設備投資などの所要資金は、自己資金を充当しました。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 57 期 (平成20年3月期)	第 58 期 (平成21年3月期)	第 59 期 (平成22年3月期)	第 60 期 (当期) (平成23年3月期)
売上高(百万円)	104,825	109,123	107,013	113,380
経常利益(百万円)	9,545	7,640	9,343	10,569
当期純利益(百万円)	5,631	4,610	5,917	6,573
1株当たり当期純利益(円)	128.01	104.94	134.68	149.62
総資産(百万円)	80,630	80,479	88,000	92,495
純資産(百万円)	51,814	53,569	57,949	62,294
1株当たり純資産(円)	1,170.31	1,219.06	1,318.49	1,417.18

- (注) 1. 第57期においては、海外市場が好調だったことに加え、自社品売上比率の向上などにより粗利率が改善したことから、増収増益となりました。
2. 第58期においては、国内市場が好調でしたが、売上構成の変化や設備投資、人員増強などの先行投資費用もあり、増収減益となりました。
3. 第59期においては、海外市場は低調でしたが、売上構成の変化により粗利率が改善し、費用削減策も奏功したことから、減収増益となりました。
4. 第60期については、「事業の経過およびその成果」に記載のとおりです。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
		%	
日本光電北海道株式会社	90百万円	100	医用電子機器販売
日本光電東北株式会社	120百万円	100	〃
日本光電東関東株式会社	125百万円	100	〃
日本光電北関東株式会社	91百万円	100	〃
日本光電東京株式会社	149百万円	100	〃
日本光電南関東株式会社	97百万円	100	〃
日本光電中部株式会社	140百万円	100	〃
日本光電関西株式会社	202百万円	100	〃
日本光電中四国株式会社	175百万円	100	〃
日本光電九州株式会社	80百万円	100	〃
日本光電アメリカ株式会社	4,741千米ドル	100	〃
日本光電ヨーロッパ有限会社	2,500千ユーロ	100	〃
日本光電フランス有限会社	1,000千ユーロ	(100)	〃
日本光電イベリア有限会社	250千ユーロ	(100)	〃
日本光電イタリア有限会社	25千ユーロ	(100)	〃
日本光電UK有限会社	10万ポンド	(100)	〃
日本光電貿易(上海)有限公司	9百万人民元	100	〃
日本光電インドゥア株式会社	87百万ルピー	100	〃
日本光電シンガポール株式会社	100千Sドル	100	医用電子機器販売促進
日本光電コリア株式会社	200百万ウォン	100	〃
日本光電富岡株式会社	496百万円	100	医用電子機器・変成器の製造、当社製品の保管・運送
株式会社ベネフィックス	20百万円	55	医療情報システム製品製造・販売
株式会社日本バイオテスト研究所	10百万円	100	免疫化学製品開発・製造・販売
上海光電医用電子儀器有限公司	5,145千米ドル	100	医用電子機器製造
N K U S ラボ株式会社	500千米ドル	100	医用電子機器開発
メディネット光電医療軟件(上海)有限公司	250千米ドル	100	医用電子機器用ソフトウェア開発
ニューロトロンクス株式会社	100千米ドル	100	〃
日本光電フィレンツェ有限会社	1,200千ユーロ	100	医用電子機器用の試薬製造・販売
スパン日本光電ダイアグノスティクス株式会社	12百万ルピー	55	〃
日本光電サービス株式会社	480百万円	100	医用電子機器修理・保守および部品販売
株式会社イー・スタッフ	20百万円	100	グループ総務関連・派遣業務

(注) 当社の議決権比率の()書きは、日本光電ヨーロッパ(有)の保有する議決権比率を示しています。

② 企業結合の成果

当社の連結子会社は31社です。連結決算の概要は、「1. 企業集団の現況に関する事項」に記載のとおりです。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、医学と工学との境界技術を開発して、それに関連した高水準の医用電子機器およびシステムの製造・販売ならびに保守・修理等の事業活動を展開しています。

区 分	内 容
生 体 計 測 機 器	脳波計、誘発電位・筋電図検査装置、心電計、心臓カテーテル検査装置、診断情報システム、関連の消耗品（記録紙、電極、カテーテルなど）、保守サービスなど
生 体 情 報 モ ニ タ	心電図、呼吸、S p O 2（動脈血酸素飽和度）、N I B P（非観血血圧）等の生体情報を連続的にモニタリングする生体情報モニタ、臨床情報システム、関連の消耗品（電極、センサなど）、保守サービスなど
治 療 機 器	除細動器、A E D（自動体外式除細動器）、心臓ペースメーカ、人工呼吸器、自動心臓マッサージ装置、人工内耳、関連の消耗品（電極パドル、バッテリーなど）、保守サービスなど
そ の 他	血球計数器、超音波診断装置、研究用機器、変成器、消耗品（試薬、衛生用品など）、設置工事・保守サービスなど

(8) 主要な営業所および工場

営業所：当社のほか、国内市場については販売子会社10社が、海外市場のうち北米・欧州・中国については販売子会社7社が販売活動をしています。また、韓国市場については韓国の子会社が、アジア（中国、韓国を除く）・オセアニア市場についてはシンガポールの子会社が販売促進活動を行っています。なお、日本光電インディア(株)は本年4月から営業を開始する予定です。

工 場：当社川本工場（埼玉県深谷市）
日本光電富岡(株)（群馬県富岡市）
上海光電医用電子儀器(有)（中国 上海市）
日本光電フィレンツェ(有)（イタリア フィレンツェ）
スパン日本光電ダイアグノスティクス(株)（インド スーラト）

(9) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減
国内会社	3,247[437] 名	+130名
海外会社	529[17]	+58
合 計	3,776[454]	+188

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外からの出向受入者を含む。）です。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員（非常勤嘱託、臨時社員およびパートタイマー）の平均雇用人員です。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	837
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	177
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	100

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 45,765,490株（自己株式 1,833,006株を含む）

(2) 株主数 7,218名（前期末比 557名減）

(3) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,256,600	7.41
株式会社埼玉りそな銀行	2,096,875	4.77
東芝メディカルシステムズ株式会社	1,990,000	4.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,700,600	3.87
富士通株式会社	1,063,779	2.42
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	1,052,600	2.39
日本興亜損害保険株式会社	974,748	2.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	972,500	2.21
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	929,520	2.11
メロン バンク エヌエー トリーティー クライアント オムニバス	751,300	1.71

(注) 当社は、自己株式 1,833,006株を保有していますが、上記の大株主からは除いています。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位、担当および重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役 会長執行役員	荻野和郎
代表取締役 社長執行役員	鈴木文雄
取締役専務執行役員 (品質管理担当)	原澤栄志
取締役専務執行役員 (経理・情報システム・法務担当)	白田憲司
取締役常務執行役員 (海外事業本部長)	上平田利文
取締役常務執行役員 (技術担当)	伊澤敏次
取締役上席執行役員 (日本光電東京(株)代表取締役社長)	塚原義人
取締役上席執行役員 (営業本部長)	田村隆司
取締役上席執行役員 (日本光電富岡(株)代表取締役社長)	黛利信
※取締役 (弁護士)	山内雅哉
常勤監査役	赤羽武
常勤監査役	松島武志
監査役	青木邦泰
監査役 (慶應義塾大学名誉教授、弁護士)	加藤修
※監査役 (公認会計士、税理士)	河村雅博

- (注) 1. 取締役のうち山内雅哉氏は、社外取締役です。
 2. 監査役のうち青木邦泰、加藤修および河村雅博の各氏は、社外監査役です。
 3. 監査役河村雅博氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 4. 上表※印の各氏は、平成22年6月29日開催の第59回定時株主総会において新たに選任され、就任しました。
 5. 当社は、執行役員制度を導入しています。取締役を兼務していない執行役員は、平成23年3月31日現在、次のとおりです。

会社における地位および担当	氏 名
上席執行役員 (AED事業推進部長)	杉山雅己
上席執行役員 (用品事業本部長)	土井治人
執行役員 (技術推進センタ所長)	荒金昌晴
執行役員 (商品事業本部長)	会田洋志
執行役員 (生体情報技術センタ所長)	中川辰哉
執行役員 (総務人事部長)	田中栄一
執行役員 (医療機器技術センタ所長)	小澤秀夫
執行役員 (経営企画室長)	広瀬文男
執行役員 (経理部長)	生田一彦

(2) 役員報酬等の額およびその算定方法に係る決定に関する方針

① 役員報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (1名)	321百万円 (5百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	62百万円 (18百万円)
合 計	15名	383百万円

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役報酬限度額（平成19年6月定時株主総会決議）：年額 400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役使用人分は含まない。）
株主総会の決議による監査役報酬限度額（平成19年6月定時株主総会決議）：年額 80百万円以内
2. 上記の取締役に対する支給額には、使用人兼務取締役の使用人相当額19百万円は含めていません。

② 役員報酬等の算定方法に係る決定に関する方針

当社は、業績や株主価値との連動性を高め、経営の透明性の向上と中長期的な成長性、収益性の向上を図ることを目的として役員報酬に関する方針を次のとおり定めています。

取締役の報酬については、月額報酬および賞与で構成しています。月額報酬は役位ごとの役割の大きさや責任範囲に基づき支給することとしています。賞与は、当期の会社業績、貢献度等を勘案し支給することとしています。また、中長期の業績を反映させる観点から、月額報酬の一定割合を自社株式の購入に充て、在任期間中保有することとしています。

監査役の報酬については、監査役の協議にて決定しており、月額報酬および賞与で構成しています。

上記の月額報酬および賞与の総額は、年額の取締役報酬限度額および監査役報酬限度額の範囲内で支給することとしています。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 山内雅哉

- (a) 重要な兼職先と当社の関係
該当事項はありません。
- (b) 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- (c) 当事業年度における主な活動状況
平成22年6月29日の就任以降に開催された取締役会14回のうち12回に出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜必要な発言を行っています。
- (d) 責任限定契約の内容の概要
当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としています。

② 監査役 青木邦泰

- (a) 重要な兼職先と当社の関係
該当事項はありません。
- (b) 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- (c) 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席、監査役会22回の全てに出席し、金融機関における長年の経験に基づき、適宜必要な発言を行っています。
- (d) 責任限定契約の内容の概要
当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としています。

③ 監査役 加藤 修

(a) 重要な兼職先と当社の関係

該当事項はありません。

(b) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(c) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会19回のうち18回に出席、監査役会22回のうち21回に出席し、大学教授および弁護士としての専門的見地から、適宜必要な発言を行っています。

(d) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としています。

④ 監査役 河村雅博

(a) 重要な兼職先と当社の関係

該当事項はありません。

(b) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(c) 当事業年度における主な活動状況

平成22年6月29日の就任以降に開催された取締役会14回の全てに出席、監査役会15回の全てに出席し、公認会計士および税理士としての専門的見地から、適宜必要な発言を行っています。

(d) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	32百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、公序良俗に反する行為をなしたと判断される場合、その他当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合は、解任または不再任の議案を株主総会に提出することを検討いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

公正で適切な企業活動を推進するため、当社グループの行動基準である「日本光電行動憲章」およびコンプライアンスの観点から遵守すべき行動の具体的なあり方を定めた「日本光電倫理行動規定」を、啓蒙・研修を通じて役員・社員等に周知徹底します。

コンプライアンス委員会および各部門・各子会社のコンプライアンス推進者は、コンプライアンスの確実な実践を推進します。

コンプライアンスに係る相談・報告を受け付ける社内通報システムを運営し、不正等の早期発見と是正に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規定に従い、その保存媒体に応じて検索・閲覧が可能な状態で、情報毎に定める保存期間中、適切に保存および管理します。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
業務の健全かつ円滑な運営の確保に資するため、リスク管理規定に従い、当社グループの業務全般に係る諸リスクを適切に管理する体制を構築し、実効性の高い運用を行います。
グループ全体を通じた組織横断的なリスク管理体制についてはリスク管理統括部門が整備・推進し、業務の遂行に伴う個々のリスクについては、リスク毎に定めるリスク管理部門が対応します。
緊急の事態が発生した場合は、別途定めた社内規定に従い対処します。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
全取締役・全執行役員で構成する経営会議を原則月3回開催し、迅速な意思決定と機動的な業務執行に努めます。
執行役員制度により、経営の意思決定・管理監督機能と業務執行機能の役割を明確に分離し、それぞれの機能強化を図ります。
社内規定により、各取締役・各執行役員および各種経営会議体の業務分掌、職務権限、責任、職務執行手続または運営手続を明確化し、効率的に職務の執行が行われる体制を確保します。
- ⑤ 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ全てに適用する「日本光電行動憲章」に基づいて定めた諸規定に従い、経営管理します。
当社内部監査部門が当社および子会社の内部監査を実施します。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役会事務局は、監査役会の求めまたは指示により、監査役の職務の遂行を補助します。
監査役会事務局所属員の人事異動については、監査役会の同意を得ます。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役会または監査役への報告に関する体制
取締役および使用人は、監査役会に対して、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、職務執行に関し重要な法令・定款違反および不正行為の事実ならびに内部監査の結果を、遅滞なく報告します。
前記に関わらず、監査役は、必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることができます。
監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を把握します。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査役および監査役会と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換します。
監査役は、当社および子会社の監査の実効性を確保するため、会計監査人、内部監査部門と情報交換に努め、緊密に連携します。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えており、大量買付行為が企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対して明らかな侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、当社取締役会や株主の皆様に十分な情報や検討時間を与えないもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社は、「病魔の克服と健康増進に先端技術で挑戦することにより世界に貢献すると共に、社員の豊かな生活を創造する」という経営理念のもと、これに適った事業活動を永続的に展開していくことで、グループの持続的な発展と企業価値の向上を目指しています。

当社は、平成23年8月に創立60周年という節目を迎えることから、平成32年を展望した「長期ビジョン」を策定しました。長期ビジョンでは、当社の目指すべき将来像として「世界初の革新的技術の確立」、「世界最高品質の確立」、「グローバルシェアNo.1の獲得」を掲げています。平成32年に向けて、新しい日本光電グループとしてダイナミックに変革し、実現を目指していきます。

平成22年度にスタートした3ヵ年中期経営計画「SPEED UP III」は、長期ビジョン実現のための第1ステージと位置付けており、(i)品質向上活動の推進、(ii)技術開発力の強化、(iii)コア事業の拡大・強化、(iv)グローバル化の加速、(v)新規事業の創造、(vi)企業体質の強化、という6つの重要課題に積極的に取り組み、グループの持続的な発展と企業価値・株主共同の利益の向上を目指しています。

また、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、執行役員制度を導入するとともに、平成19年6月28日開催の第56回定時株主総会において取締役員数の18名以内から12名以内への削減、および取締

役任期の1年への短縮を承認いただきました。さらに、客観的かつ中立的な立場から取締役の業務執行に対する監視的役割を果たすとともに、専門的知識・経験等を当社の経営に反映させることを目的として、独立性を有する社外取締役を1名選任しています。

③ 不適切な支配の防止のための取り組みの概要

当社は、平成22年5月11日開催の取締役会において、「当社株式の大量買付行為に対する対応方針（買収防衛策）の更新の件」（以下、「本基本ルール」といいます。）を決議し、平成22年6月29日開催の第59回定時株主総会に議案として上程し、承認いただきました。本基本ルールの概要は以下のとおりです。

本基本ルールは、当社株式の大量買付行為が行われる場合の手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が株主の皆様々に代替案を提示したり、大量買付者との交渉を行うこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

本基本ルールでは、当社株式の20%以上を取得しようとする大量買付者に対し、大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供および本基本ルールを遵守する旨の誓約書の提出を求めます。その後、当社社外取締役、当社社外監査役、社外有識者から構成される独立委員会が、大量買付提案の内容や当社取締役会の代替案について検討し、大量買付行為に対する対抗措置発動の可否について当社取締役会へ意見書を提出します。なお、独立委員会は、本基本ルールに定める所定の場合、予め当該対抗措置の発動に関して株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）の承認を得るべき旨の留保を付すことがあります。当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、大量買付者が本基本ルールを遵守しなかった場合、または当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明らかな侵害をもたらすようなものである場合など本基本ルールに定める要件に該当すると判断した場合は、その決議により、対抗措置を発動して新株予約権を発行する場合があります（株主意思確認総会を開催する場合には、株主意思確認総会の決議に従います。）。また、大量買付行為に応じられるかどうか株主の皆様々に適切にご判断いただくため、買付提案の内容や当社取締役会の意見、独立委員会の意見書の内容、対抗措置の発動等について、適時・適切に情報開示を行います。本基本ルールの有効期間は、平成25年6月開催予定の第62回定時株主総会終結の時までです。

なお、本基本ルールの詳細につきましては、当社ホームページ掲載の平成22年5月11日付「当社株式の大量買付行為に対する対応方針（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。
(<http://www.nihonkohden.co.jp/news/10051105.html>)

④ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記(2)②に記載した基本方針の実現に資する特別な取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるための具体的方策として推進しており、当社の基本方針に沿うものです。

また、本基本ルールは、当社の企業価値・株主共同利益の確保・向上を目的として導入しており、当社の基本方針に沿うものです。本基本ルールでは、取締役会の恣意的判断を排除するため、合理的な客観的発動条件を設定し、客観的発動条件に該当しない場合には、たとえ当社取締役会が大量買付行為に反対で

あったとしても、対抗措置の発動は行わないこととしています。また、独立委員会を設置し、対抗措置発動の際にはその意見を最大限尊重すると定めており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。さらに、株主総会での承認を導入の条件としていること、有効期間を3年と定めた上、有効期間内でも株主総会または取締役会の決議により廃止できるとされていること、取締役の任期を1年とすることなどにより、株主の皆様の意向が反映されるものとなっています。

本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てています。
ただし、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産については小数点以下第3位を四捨五入しています。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	75,366	流動負債	29,673
現金及び預金	9,331	支払手形及び買掛金	18,870
受取手形及び売掛金	37,363	短期借入金	1,339
有価証券	9,500	未払金	1,696
商品及び製品	10,802	リース債務	39
仕掛品	1,202	未払法人税等	2,330
原材料及び貯蔵品	2,279	未払費用	1,999
繰延税金資産	4,177	賞与引当金	1,456
その他の	1,057	製品保証引当金	623
貸倒引当金	△348	その他	1,319
固定資産	17,129	固定負債	528
有形固定資産	8,838	長期借入金	7
建物及び構築物	3,304	長期未払金	194
機械装置及び運搬具	669	リース債務	41
工具器具及び備品	1,810	繰延税金負債	25
土地	2,624	退職給付引当金	116
リース資産	90	その他	143
建設仮勘定	337		
無形固定資産	4,070	負債合計	30,201
ソフトウェア	2,928		
のれん	763	(純資産の部)	
その他	378	株主資本	63,179
投資その他の資産	4,220	資本金	7,544
投資有価証券	2,363	資本剰余金	10,487
繰延税金資産	773	利益剰余金	47,167
その他の	1,136	自己株式	△2,019
貸倒引当金	△51	その他の包括利益累計額	△919
		その他有価証券評価差額金	△76
		為替換算調整勘定	△843
		少数株主持分	34
		純資産合計	62,294
資産合計	92,495	負債及び純資産合計	92,495

連結損益計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	113,380
売上原価	56,193
売上総利益	57,187
販売費及び一般管理費	46,588
営業利益	10,598
営業外収益	465
受取利息及び配当金	101
その他	364
営業外費用	494
支払利息	16
為替差損	312
寄付金	58
その他	107
経常利益	10,569
特別利益	50
固定資産売却益	12
投資有価証券売却益	7
貸倒引当金戻入額	30
特別損失	326
製品自主改修費用	243
災害による損失	41
その他	41
税金等調整前当期純利益	10,292
法人税、住民税及び事業税	3,982
法人税等調整額	△271
少数株主損益調整前当期純利益	6,581
少数株主利益	8
当期純利益	6,573

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成22年3月31日残高	7,544	10,487	42,307	△2,017	58,321
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,713		△1,713
当期純利益			6,573		6,573
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		0	4,859	△1	4,857
平成23年3月31日残高	7,544	10,487	47,167	△2,019	63,179

	その他の包括利益累計額			少 数 株 主 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成22年3月31日残高	150	△546	△396	23	57,949
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,713
当期純利益					6,573
自己株式の取得					△2
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△226	△296	△523	10	△512
連結会計年度中の変動額合計	△226	△296	△523	10	4,345
平成23年3月31日残高	△76	△843	△919	34	62,294

連結注記表

連結計算書類作成の基礎となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 …………… 31社

主要な連結子会社

日本光電東京(株)

日本光電関西(株)

日本光電富岡(株)

日本光電アメリカ(株)

日本光電ヨーロッパ(有) 他26社

なお、連結子会社は日本光電UK(有)、日本光電インドア(株)の2社が増加しています。

非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 …………… 0社

持分法非適用関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、上海光電医用電子儀器(有)、メディネット光電医療軟件(上海)(有)および日本光電貿易(上海)(有)の決算日は12月31日ですが、連結決算日(3月31日)との差異が3ヵ月を超えていないため、連結に際しては、当該決算日の計算書類を使用し、かつ連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしています。

4. 会計処理に関する事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ（為替予約取引）は、時価法によっています。

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、評価方法は主として次の方法によっています。

製品・商品・半製品：移動平均法

仕掛品：個別法

原材料・貯蔵品：移動平均法

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産：当社および国内連結子会社は、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降（リース資産を除く）に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 4～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

- ② 無形固定資産：定額法を採用しています。ソフトウェアについては、利用可能期間（3～5年）（リース資産を除く）による定額法を採用しています。

- ③ リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法（定額法）によっています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(5) 重要な引当金の計上の方法

- ① 貸倒引当金：債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

- ② 賞与引当金：従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

- ③ 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしています。

- ④ 製品保証引当金：製品の出荷後、無償で行う補修費用に備えるため、売上高に対する当該費用の発生割合および個別見積に基づいて補修費用の見込額を計上しています。

- (6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めて計上しています。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法：繰延ヘッジ処理によっています。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：デリバティブ取引（為替予約取引）
ヘッジ対象：外貨建予定取引
 - ③ ヘッジ方針：外貨建予定取引の為替変動リスクをヘッジするため、為替予約取引を行うものとしています。
 - ④ ヘッジの有効性評価の方法
：ヘッジ対象である外貨建予定取引とヘッジの手段とした為替予約取引は、重要な条件が同一なので、有効性判定を省略しています。
- (8) のれんの償却に関する事項
のれんの償却費については、効果の発現する見積期間（20年以内）を償却年数とし、定額法により均等償却しています。ただし、金額が僅少のものは、発生時に全額償却しています。
- (9) 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

5. 会計方針の変更

(たな卸資産)

従来、商品及び製品の評価方法は主として総平均法に、原材料及び貯蔵品は主として最終仕入原価法によっていましたが、当連結会計年度より、商品及び製品、原材料及び貯蔵品は主として移動平均法に変更しています。

この変更は、新基幹システムの稼動に伴い、移動平均法による在庫評価計算が可能となったため、価格変動を平均化し、期間損益をより適正に表示することを目的に行ったものです。

なお、この変更に伴い、売上総利益、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益が1億2千5百万円減少しています。

(資産除去債務に関する会計基準等)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しています。

なお、この変更に伴う損益への影響は軽微です。

(連結損益計算書関係)

新基幹システムの稼動に伴い、サービス関連費用等でより詳細な集計が可能となったことから、収益および費用をより適切に対応表示させるため、売上原価および費用の内容の見直しを行いました。その結果、従来、「販売費及び一般管理費」としていた一部費用を「売上原価」に計上する方法へ変更しています。

この変更に伴い、売上総利益が4億7千3百万円減少しています。

なお、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益への影響はありません。

6. 表示方法の変更

(連結損益計算書関係)

会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結損益計算書において「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示する方法に変更しています。

7. 注記事項

(連結貸借対照表)

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額は、21,323百万円です。

(連結損益計算書)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(連結株主資本等変動計算書)

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数は、次のとおりです。

普通株式 45,765,490株

- (3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	878	20.0	平成22年3月31日	平成22年6月30日
平成22年11月4日 取締役会	普通株式	834	19.0	平成22年9月30日	平成22年12月1日

- (4) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

次のとおり、決議を予定しています。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,098	25.0	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(金融商品に関する情報)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、金融商品について堅実で安全性の高い運用を行う方針としています。

受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクについては、債権管理規定に沿って、取引先ごとに期日管理を行うと共に、主要な取引先の信用状況をモニタリングし、財務状況等の悪化による回収懸念を早期に把握することで、軽減を図っています。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また市場の状況等を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

支払手形および買掛金の支払期日は、1年以内です。

借入金は、主に事業運営に必要な資金（主として短期）として調達しています。

デリバティブは、為替リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 現金及び預金	9,331	9,331	—
② 受取手形及び売掛金	37,363	37,363	—
③ 有価証券（譲渡性預金）	9,500	9,500	—
④ 投資有価証券			
その他有価証券	1,937	1,937	—
⑤ 支払手形及び買掛金	18,870	18,870	—
⑥ 短期借入金	1,339	1,339	—

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、③ 有価証券（譲渡性預金）

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

④ 投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっています。また債券は債券額を満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっています。

⑤ 支払手形及び買掛金、⑥ 短期借入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注）「非上場株式」および「投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への投資」（連結貸借対照表計上額425百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「④ 投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

(1 株当たり情報)

- (1) 1株当たり純資産は、1,417円18銭です。
- (2) 1株当たり当期純利益は、149円62銭です。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	60,381	流動負債	23,423
現金及び預金	3,575	買掛金	12,853
受取手形	780	短期借入金	301
売掛金	25,272	未払金	1,544
有価証券	9,500	未払法人税等	1,093
商品及び製品	6,050	未払費用	1,035
仕掛品	426	前受金	94
原材料及び貯蔵品	390	預り金	5,232
関係会社短期貸付金	5,068	賞与引当金	562
繰延税金資産	2,120	製品保証引当金	623
未収入金	6,849	その他	80
その引当金	367	固定負債	296
貸倒引当金	△19	長期借入金	4
固定資産	17,622	長期未払金	194
有形固定資産	5,810	退職給付引当金	44
建物	2,019	資産除去債務	53
構築物	26	負債合計	23,719
機械及び装置	125		
車両運搬具	9	(純資産の部)	
工具器具及び備品	1,249	株主資本	54,362
土地	2,081	資本金	7,544
建設仮勘定	297	資本剰余金	10,487
無形固定資産	3,107	資本準備金	10,482
ソフトウェア	2,788	その他資本剰余金	5
電話加入権・施設利用権	18	利益剰余金	38,350
その他	299	利益準備金	1,149
投資その他の資産	8,705	その他利益剰余金	37,200
投資有価証券	2,358	別途積立金	32,460
関係会社株式	2,906	繰越利益剰余金	4,740
関係会社出資金	2,401	自己株式	△2,019
長期貸付金	10	評価・換算差額等	△78
繰延税金資産	706	その他有価証券評価差額金	△78
その他	422		
貸倒引当金	△100	純資産合計	54,284
資産合計	78,004	負債及び純資産合計	78,004

損益計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	68,205
売上原価	37,816
売上総利益	30,389
販売費及び一般管理費	25,013
営業利益	5,376
営業外収益	1,310
受取利息及び配当金	861
その他	448
営業外費用	417
支払利息	18
為替差損	283
寄付金	56
その他	59
経常利益	6,268
特別利益	27
固定資産売却益	10
投資有価証券売却益	7
関係会社貸倒引当金戻入額	9
その他	0
特別損失	307
製品自主改修費用	243
災害による損失	38
その他	25
税引前当期純利益	5,988
法人税、住民税及び事業税	2,080
法人税等調整額	△344
当期純利益	4,252

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計		
						別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
平成22年3月31日残高	7,544	10,482	5	10,487	1,149	29,460	5,201	35,811	△2,017	51,825	
事業年度中の変動額											
剰余金の配当							△1,713	△1,713		△1,713	
当期純利益							4,252	4,252		4,252	
自己株式の取得									△2	△2	
自己株式の処分			0	0					0	0	
別途積立金の積立						3,000	△3,000				
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計			0	0		3,000	△460	2,539	△1	2,537	
平成23年3月31日残高	7,544	10,482	5	10,487	1,149	32,460	4,740	38,350	△2,019	54,362	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
平成22年3月31日残高	148	148	51,973
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,713
当期純利益			4,252
自己株式の取得			△2
自己株式の処分			0
別途積立金の積立			
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△226	△226	△226
事業年度中の変動額合計	△226	△226	2,311
平成23年3月31日残高	△78	△78	54,284

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価法によっています。

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

時価のないもの……移動平均法による原価法によっています。

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ(為替予約取引)は、時価法によっています。

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)、評価方法は下記のとおりです。

製品・商品・半製品……………移動平均法

仕掛品……………個別法

原材料・貯蔵品……………移動平均法

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 4～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっています。

なお、ソフトウェアについては利用可能期間(3～5年)に基づく定額法によっています。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法(定額法)によっています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

④ 製品保証引当金

製品の出荷後、無償で行う補修費用に備えるため、売上高に対する当該費用の発生割合および個別見積に基づいて補修費用の見込額を計上しています。

(6) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は下記のとおりです。

ヘッジ手段：為替予約取引

ヘッジ対象：外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

外貨建予定取引の為替変動リスクをヘッジするため、為替予約取引を行うものとしています。

④ ヘッジの有効性評価の方法

：ヘッジ対象である外貨建予定取引とヘッジ手段とした為替予約取引は、重要な条件が同一なので、有効性判定を省略しています。

(8) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

2. 会計方針の変更

(たな卸資産)

従来、商品及び製品の評価方法は主として総平均法に、原材料及び貯蔵品は主として最終仕入原価法によっていましたが、当事業年度より、商品及び製品、原材料及び貯蔵品は主として移動平均法に変更しています。

この変更は、新基幹システムの稼動に伴い、移動平均法による在庫評価計算が可能となったため、価格変動を平均化し、期間損益をより適正に表示することを目的に行ったものです。

なお、この変更に伴い、売上総利益、営業利益、経常利益および税引前当期純利益が1億1千4百万円減少しています。

(資産除去債務に関する会計基準等)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しています。

なお、この変更に伴う損益への影響は軽微です。

(損益計算書関係)

新基幹システムの稼動に伴い、システム関連費用等でより詳細な集計が可能となったことから、収益および費用をより適切に対応表示させるため、売上原価および費用の内容の見直しを行いました。その結果、従来、「販売費及び一般管理費」としていた一部費用を「売上原価」に計上する方法へ変更しています。

この変更に伴い、売上総利益が3千8百万円減少しています。

なお、営業利益、経常利益および税引前当期純利益への影響はありません。

3. 注記事項

(貸借対照表関係)

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務は、次のとおりです。

短期金銭債権	35,504百万円
短期金銭債務	7,445百万円
- (3) 有形固定資産の減価償却累計額は、14,727百万円です。
- (4) 関係会社および従業員の金融機関等からの借入に対する債務保証残高は、40百万円です。

(損益計算書関係)

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 関係会社との取引高は、次のとおりです。

営業取引	
売上高	59,254百万円
仕入高	17,940百万円
販売費及び一般管理費	1,900百万円
営業取引以外の取引高	1,020百万円

(株主資本等変動計算書関係)

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の総数は、次のとおりです。

普通株式 1,833,006株

(税効果会計)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損	560百万円
賞与引当金繰入超過額	229百万円
製品保証引当金繰入超過額	253百万円
貸倒引当金繰入超過額	48百万円
関係会社株式等評価損	434百万円
減価償却資産償却超過額	1,712百万円
その他有価証券評価差額金	57百万円
その他	695百万円

繰延税金資産 小計 3,993百万円

評価性引当額 Δ 1,149百万円

繰延税金資産 合計 2,843百万円

繰延税金負債

資産除去債務	16百万円
繰延税金負債 合計	16百万円

繰延税金資産の純額 2,826百万円

(関連当事者との取引)

子会社

会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		役員 兼任等	事業上の関係				
日本光電東北(株)	100	1名	当社医用電 子機器販売	当社製品の販売 (*1)	2,759	売掛金	1,276
日本光電東関東(株)	100	1名	当社医用電 子機器販売	当社製品の販売 (*1)	4,030	売掛金	1,535
日本光電北関東(株)	100	1名	当社医用電 子機器販売	当社製品の販売 (*1)	4,225	売掛金	1,710
日本光電東京(株)	100	2名	当社医用電 子機器販売	当社製品の販売 (*1)	9,232	売掛金	3,501
				運用預り金 (*2)	1,040	預り金	2,840
日本光電南関東(株)	100	1名	当社医用電 子機器販売	当社製品の販売 (*1)	4,697	売掛金	2,021
日本光電中部(株)	100	1名	当社医用電 子機器販売	当社製品の販売 (*1)	5,770	売掛金	2,578
日本光電関西(株)	100	1名	当社医用電 子機器販売	当社製品の販売 (*1)	8,604	売掛金	3,542
日本光電中四国(株)	100	1名	当社医用電 子機器販売	当社製品の販売 (*1)	4,577	売掛金	1,967
日本光電九州(株)	100	1名	当社医用電 子機器販売	当社製品の販売 (*1)	5,913	売掛金	2,304
日本光電富岡(株)	100	1名	当社医用電 子機器およ び変成器製 造	当社販売用製品の 仕入(*3)	16,477	買掛金	1,608
				材料仕入の立替 (*4)	13,669	未収入金	3,514
				資金の貸付 (*5)	△550	関係会社 短期貸付金	750
日本光電アメリカ(株)	100	1名	当社医用電 子機器販売	当社製品の販売 (*1)	2,103	売掛金	782
				資金の貸付 (*5)	△256	関係会社 短期貸付金	581
日本光電ヨーロッパ(有)	100	—	当社医用電 子機器販売	当社製品の販売 (*1)	2,822	売掛金	1,203
				資金の貸付 (*5)	△49	関係会社 短期貸付金	826

(注) 取引金額には消費税等が含まれていません。期末残高のうち、預り金には消費税等が含まれていません。その他の期末残高には消費税等が含まれています。

取引条件および取引条件の決定方針等

- * 1 当社製品の販売価格は、市場価格を勘案し、決定しています。
- * 2 運用預り金の金利は、市場金利を勘案して決定しています
- * 3 当社販売用製品の仕入価格は、製造会社の製造原価をもとに、決定しています。
- * 4 材料仕入の立替は、同社の製造用材料の購入を立て替えたものです。
- * 5 資金の貸付金の金利は、市場金利を勘案して決定しています。

(1 株当たり情報)

- (1) 1株当たり純資産は、1,235円64銭です。
- (2) 1株当たり当期純利益は、96円80銭です。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年 5月13日

日本光電工業株式会社
取締役会 御 中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 石 戸 喜 二 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 井 上 司 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本光電工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本光電工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 会計方針の変更（たな卸資産）に記載されているとおり、会社は当連結会計年度から棚卸資産の評価方法を変更した。
2. 会計方針（連結損益計算書関係）に記載されているとおり、会社は新基幹システムの稼動に伴い、「販売費及び一般管理費」としていた一部費用を「売上原価」に計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成23年 5月13日

日本光電工業株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 石戸喜二 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井上 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本光電工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 会計方針の変更（たな卸資産）に記載されているとおり、会社は当事業年度から棚卸資産の評価方法を変更した。
2. 会計方針（損益計算書関係）に記載されているとおり、会社は新基幹システムの稼働に伴い、「販売費及び一般管理費」としていた一部費用を「売上原価」に計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適性に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月18日

日本光電工業株式会社 監査役会

常勤監査役 赤羽 武 ⑩

常勤監査役 松島 武志 ⑩

社外監査役 青木 邦泰 ⑩

社外監査役 加藤 修 ⑩

社外監査役 河村 雅博 ⑩

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

利益の配分につきましては、企業体質の強化と将来の事業展開に備えるための内部留保の充実に配慮しながら、株主の皆様には長期に亘って安定的な配当を継続することを基本方針としています。

また当社は、本年8月7日をもちまして創立60周年を迎えることとなりますので、株主の皆様のご支援に感謝の意を表するため、創立60周年記念配当を加え、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円（うち、普通配当19円・創立60周年記念配当6円）

総額 1,098,312,100円

注）中間配当（1株につき金19円）を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金44円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成23年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 2,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 2,500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役の選任に関する規定を新設するとともに、補欠監査役の選任決議の効力を4年にするものであります。
- (2) 補欠監査役の選任を行うことに伴い、補欠監査役の任期に関わる調整規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更部分は下線____で示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
(選任方法)	(選任方法)
第30条 監査役は、株主総会において選任する。	第30条 (現行どおり)
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	2. (現行どおり)
(新設)	3. <u>当会社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>
(新設)	4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(任 期)	(任 期)
第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第31条 (現行どおり)
2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため2名を増員し、取締役12名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おぎの かずお 荻野 和郎 (昭和16年1月4日)	昭和41年4月 日本電信電話公社入社 昭和56年7月 同社東海電気通信局施設部長 昭和59年2月 同社技術局画像通信部門担当調査役 昭和60年3月 同社退職 昭和60年4月 当社入社、顧問 昭和60年8月 当社心電図事業部長 昭和60年10月 当社取締役 昭和61年10月 当社常務取締役 昭和63年6月 当社専務取締役 平成元年6月 当社代表取締役社長 平成19年6月 当社代表取締役 社長執行役員 平成20年6月 当社代表取締役 会長執行役員（現在）	160,530株
2	すずき ふみお 鈴木 文雄 (昭和23年11月3日)	昭和48年4月 当社入社 平成6年4月 日本光電アメリカ(株)取締役社長 平成10年4月 当社経営企画室長 平成11年4月 当社人事部長 平成11年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成17年4月 当社システム事業本部長 平成18年4月 当社医療機器技術センター所長 平成19年4月 当社総務人事部長 平成19年6月 当社取締役 専務執行役員 平成20年6月 当社代表取締役 社長執行役員（現在）	25,600株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3	はらさわ えいし 原 澤 栄 志 (昭和21年10月1日)	昭和44年4月 当社入社 平成11年4月 当社事業本部副本部長 平成11年10月 当社医療情報技術事業部長 平成13年4月 当社市場戦略室長 平成14年4月 当社システム事業本部長 平成14年6月 当社取締役（現在） 平成17年4月 当社品質管理本部長 平成18年4月 当社生体情報技術センタ所長 平成19年6月 当社常務執行役員 平成20年6月 当社専務執行役員（現在） [品質管理、事業・技術戦略担当]	13,000株
4	はくた けんじ 白 田 憲 司 (昭和26年7月25日)	昭和50年4月 ㈱埼玉銀行入行 平成14年3月 ㈱あさひ銀行執行役員 平成15年6月 ㈱埼玉りそな銀行取締役兼執行役員 平成16年3月 同行取締役兼執行役員退任 平成16年5月 当社入社 平成16年10月 当社内部監査役 平成17年4月 当社経理部長 平成17年6月 当社取締役（現在） 平成18年4月 当社管理統括部長 平成19年6月 当社常務執行役員 平成20年6月 当社専務執行役員（現在） [経理・情報システム・法務担当]	12,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
5	かみひらた としふみ 上平田 利文 (昭和22年7月6日)	昭和41年4月 当社入社 平成10年4月 日本光電U K(株)社長 平成11年1月 日本光電ヨーロッパ(有)社長 平成13年4月 日本光電イタリア(有)社長 平成15年4月 日本光電イベリア(有)社長 平成15年6月 当社海外事業本部長 平成15年6月 当社取締役 (現在) 平成19年6月 当社上席執行役員 平成20年6月 当社常務執行役員 (現在) 平成23年4月 当社検体機器事業本部長 (現在)	36,300株
6	いざわ としつぐ 伊澤 敏次 (昭和24年12月4日)	昭和48年4月 当社入社 平成9年4月 当社医療機器事業部第一技術部長 平成12年4月 当社用品事業部長 平成14年4月 上海光電医用電子儀器(有)社長 平成19年4月 当社医療機器技術センタ所長 平成19年6月 当社執行役員 平成20年4月 日本光電富岡(株)代表取締役社長 平成20年6月 当社取締役 (現在) 平成20年6月 当社上席執行役員 平成21年6月 当社常務執行役員 (現在) 平成23年4月 当社信頼性・安全性統括部長 (現在) [技術担当]	9,900株
7	つかはら よしと 塚原 義人 (昭和27年12月25日)	昭和55年7月 当社入社 平成6年4月 日本光電メビコ東海(株)代表取締役専務 平成11年4月 日本光電北関東(株)代表取締役社長 平成14年4月 日本光電メビコ東(株)代表取締役社長 平成15年4月 日本光電東京(株)代表取締役社長 平成19年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社取締役 上席執行役員 (現在) 平成23年4月 当社営業本部長 (現在)	5,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	たむら たかし 田村 隆司 (昭和34年3月22日)	昭和58年4月 当社入社 平成15年4月 日本光電関西(株)代表取締役社長 平成19年4月 当社営業本部長 平成19年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社取締役 上席執行役員 (現在) 平成23年4月 当社海外事業本部長 (現在)	5,300株
9	まゆづみ としのぶ 黛 利信 (昭和24年11月21日)	昭和43年3月 (株)光電工業富岡製作所(現日本光電富岡(株))入社 平成11年4月 日本光電富岡(株)品質保証部長 平成20年4月 当社品質管理統括部長 平成20年6月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役 上席執行役員 (現在) 平成22年4月 日本光電富岡(株)代表取締役社長 (現在)	9,600株
10	※ あいだ ひろし 会田 洋志 (昭和27年10月8日)	昭和48年4月 当社入社 平成17年4月 当社商品事業本部副本部長 平成19年6月 当社商品事業本部長 (現在) 平成19年6月 当社執行役員 (現在)	7,700株
11	※ なかがわ たつや 中川 辰哉 (昭和27年12月26日)	昭和51年4月 当社入社 平成18年4月 当社生体情報技術センタ副所長 平成19年6月 当社生体情報技術センタ所長 (現在) 平成19年6月 当社執行役員 (現在)	1,300株
12	やまうち まさや 山内 雅哉 (昭和35年3月20日)	昭和63年4月 弁護士登録 (東京弁護士会) 平成5年9月 中川・山内法律事務所開設 平成13年8月 ひびき綜合法律事務所に統合 (現在) 平成22年6月 当社取締役 (現在)	0株

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 山内雅哉氏は、社外取締役候補者です。
4. 山内雅哉氏につきましては、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として会社法務に精通しており、培われた専門的な知識・経験等を当社の経営体制に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
5. 当社は山内雅哉氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. []内は当社における現在の担当を表示しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
もりわき すみお 森 脇 純 夫 (昭和32年3月3日)	昭和56年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 石井法律事務所入所 平成3年4月 石井法律事務所パートナー(現在)	0株

- (注) 1. 森脇純夫氏は、補欠の社外監査役候補者です。
2. 森脇純夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 森脇純夫氏につきましては、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として会社法務に精通しており、培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠監査役として選任をお願いするものであります。
4. 森脇純夫氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



東京都新宿区西落合1丁目31番4号

日本光電工業株式会社

1号館 4階ホール

電話 (03) 5996-8000(代表)

交通

都営大江戸線：落合南長崎駅下車 A1出口 徒歩約8分

西武新宿線：新井薬師前駅下車 南口 徒歩約15分

(駐車場の用意がございませんのでお車でのご来場は)
ご遠慮くださいますようお願いいたします。